

令和8年度石川県意見表明等支援事業事務局業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

令和8年度石川県意見表明等支援事業事務局業務

2. 事業目的

意見表明等支援員による一時保護児童等との面会を通じて子どもの意見形成及び表明を支援し、子どもの意見表明権の保障と権利擁護の推進・強化を図るため、意見表明等支援員等の子どもの面会調整等を担う事務局業務を委託し、独立性を確保した支援・運用体制の充実を図る。

3. 委託業務の内容

本委託業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」及び「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」（令和5年12月26日付こ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知）に基づき実施すること。なお、意見表明等支援員は石川県が登録した者とする。

(1) 意見表明等支援員の派遣調整

① 一時保護児童との面会

一時保護事案発生後、おおむね3日以内を目安として、意見表明等支援員が一時保護児童と面会できるよう児童相談所、一時保護所または一時保護委託先（児童養護施設等）と、派遣日時の調整を行う。なお、派遣調整中の一時保護解除や一時保護児童の明確な面会拒否があった場合は、派遣しない。また、子どもから意見表明等支援員との再面会の希望があった場合は、その都度、派遣日時の調整を行う。

② 児童養護施設等措置児童との面会

定期的に、意見表明等支援員が児童養護施設等措置児童と面会する機会を設けるため派遣調整を行う。具体的な派遣日時や派遣回数、派遣する意見表明等支援員については、石川県と受託者、児童養護施設等が協議のうえ決定する。

また、訪問日のおおむね3日前までに各施設に面会希望児童の有無を確認し、意見表明等支援員に面会希望児童数を伝達する。

<年間訪問想定回数及び報酬額>

区分	施設名	回数	意見表明等支援員への報酬等基準
①	一時保護所 (委託先含む)	年間140回程度 (再訪問含む)	・報酬：1回あたり11,400円 ・旅費実費
②	児童養護施設等	年間50回程度	報酬：1回あたり17,100円 ・旅費実費

※この他、石川県の指示又は石川県と協議の上、必要に応じて訪問・聴取を実施する。

(2) 記録等の管理、報告

① 面会記録票兼事業実施報告書の管理

一時保護児童等との面会后、おおむね1日以内に意見表明等支援員から電子データで送付される面会記録票兼事業実施報告書を受理し、管理する。

② 面会記録簿兼記録一覧の作成

面会記録票兼事業実施報告書の内容を基に面会記録簿兼記録一覧を作成する。

③ 面会記録簿兼記録一覧の報告

毎月5日までに石川県に前月分の面会記録簿兼記録一覧を報告する他、石川県から求めがあった場合はその都度速やかに提出すること。

※面会記録票兼事業実施報告書及び面会記録簿兼記録一覧は、石川県の指定する様式を使用する。

(3) 意見表明等支援員の研修等の開催

① 意見表明等支援員のスキルアップ

意見表明等支援員のスキルアップのための研修等を開催する。

(年7回程度、うち2回程度対面開催(オンライン併用可)とし、それ以外はオンライン開催とする。)

② 意見表明等支援員登録前研修の開催

石川県が新規で登録する意見表明等支援員の登録前研修を開催する(年1回)

(4) その他

① 意見表明等支援員への謝金等の支払い

意見表明等支援員の活動に対して謝金等を支払う。(活動月の翌月中旬)

② 子どもへの説明ツールの準備等

石川県が作成した子どもへの説明資料の印刷、その他面会に有効なツール等を購入する。

③ 子どもの意見への対応

子どもが面会の中で、子どもの処遇に関することやその他重要な事項を表明した場合、子ども本人の了解を得て、発注者や児童相談所の担当児童福祉司等に内容を伝達の上、必要に応じてその後の児童相談所等の対応状況を確認する。

④ 当該事業の実施に際し必要な事務

⑤ 契約後約1か月程度、事務局業務移行期間として、受託者へ石川県が伴走型研修を実施する。

4. 第三者に対する損害賠償責任について

事業の執行により、第三者が受けた損害の賠償については、受託者が一切自己の責任においてこれを解決するものとする。

5. 個人情報の取扱い

(1) 受託者は、業務を遂行する上で、これに携わる職員を管理監督するとともに、「個人情報の取扱いに係る特記事項」の規定の内容を周知し、特に個人情報の保護並びに漏洩防止に関しては周知徹底すること

(2) 受託者は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを委託業務以外に使用してはならぬ

い。また、個人情報等のデータの紛失等が、決してないように厳重に鍵付きの書庫等にて保管すること。さらに、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても必ず責任を持って対応し、それが起因とする漏洩に関しては履行期間外であっても責任を負うこととする。

(3) 委託者は、受託者がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(4) インターネット上のクラウドサービスを利用する場合は、VPN 接続等による通信経路の暗号化や本人認証等のセキュリティ対策を施すこと。

6. セキュリティポリシーについて

事業の実施にあたっては「石川県情報調達共通特記仕様書（令和7年1月版）」を遵守すること

7. 受託者の責務

(1) 受託者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）に該当する者を業務に従事させてはならない。

(2) 受託者は、本委託業務に従事する者に対し、法令に規定された事業者としてのすべての義務を負うものとする。

8. 知的財産の取扱い

(1) 本事業により作成した成果物の著作権、意匠等の知的財産権は、石川県に帰属する。

(2) 本事業の実施に当たり、第三者の著作権等に抵触するもの及び抵触する恐れのあるものについては、受託者の責任と費用負担により適切に処理すること。

(3) 受託者は本事業に係る成果を学会等で発表する場合には、あらかじめ石川県の承認を得ること。

9. 秘密の遵守

本件受託者は、本業務実施中に生じるすべての成果物を石川県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を利用又は他に漏らしてはならない。

10. その他

(1) 本業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、石川県と受託者が必要に応じて協議の上、決定するものとする。